

(旧) 大規模小売店舗等立地審議会について

○大規模小売店舗等の立地調整について

大規模小売店舗の設置者に対し、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境の保持のため、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保している。さらに兵庫県では、この法律による手続きの前段階で、「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づき、周辺地域における都市機能との調整を図るよう指導している。また、同条例では、まちづくりの観点から大規模小売店舗等の誘導・抑制方針を定めた「広域土地利用プログラム」との連携により、郊外部の幹線道路沿道等への大規模小売店舗等の立地を抑制し、広域的な観点から大規模集客施設の適正立地を図っている。

